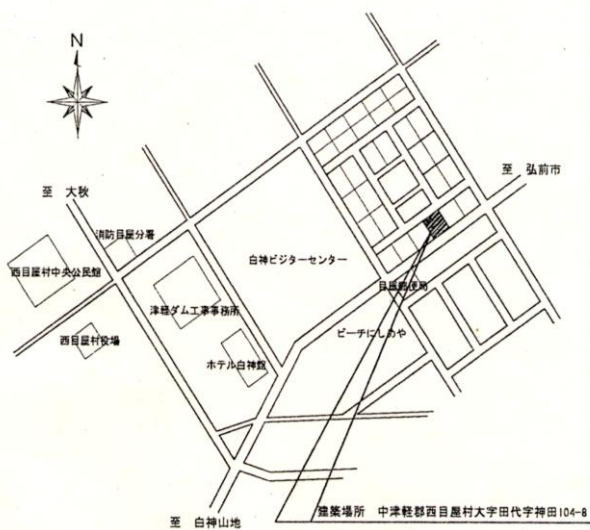


## 西目屋村定住促進住宅入居者募集要項

1. 名 称	西目屋村定住促進住宅
2. 住 所	西目屋村大字田代字神田 1 0 4 番地 8
3. 戸 数	1 戸（1 階 1 戸）
4. 間 取	2 LDK（LDK 1 1 帖、洋 6 帖× 2）
5. 専有面積	5 6 m <sup>2</sup>
6. 設 備	オール電化、駐車場 2 台、電気温水器、蓄熱式暖房機、エアコン、ウォシュレットトイレ、物置、BS、110度CS、地デジ、玄関のみ 消雪設備あり
7. 家 賃	月額 2 0, 0 0 0 円
8. 入居資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村外からの定住を希望する方（入居決定後に住民登録すること。）</li> <li>・住民税や国民健康保険税等の公租公課を滞納していないこと</li> <li>・同居の子の中に小学生以下の子がいること</li> <li>・家賃を納める収入があること</li> <li>・暴力団員でないこと（同居者を含む）</li> </ul>
9. 申込方法	<p>入居申込書に次の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込者と同居者の住民票の写し</li> <li>・申込者と同居者の収入を証する書類</li> <li>・申込者と同居者の納税証明書</li> <li>・申込者と同居者の健康保険証の写し</li> </ul>
10. 申込期限	<p>随時（先着受付順）、役場開庁日の午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで受付          ※先着受付順に選考し戸数がなくなり次第、申込を締切ります。</p>
11. 選考方法	<p>申込者が戸数を超えた場合は、次の事項を優先的に考慮し選考します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生以下の同居人がいること</li> <li>・住宅に困窮していること</li> <li>・西目屋村の活性化に寄与すると認められること</li> </ul>
12. 入居時期	決定後即入居可
13. 入居手続	<p>①入居決定者には入居決定通知書を送付します。</p> <p>②入居決定者は 1 4 日以内に次の書類を添えて入居請書を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人の印鑑登録証明書</li> <li>・保証人の住民票の写し</li> </ul> <p>③入居請書確認後、入居許可通知書により入居可能日をお知らせします。</p> <p>④入居可能日から 1 4 日以内に入居してください。</p>
14. 入居期限	2 0 年又は同居の末の子が満 1 8 歳に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日まで

15. 入居条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区会に加入し（年会費1万円程度）、地域の生活習慣を尊重すること</li> <li>・苦情等がないようコミュニケーションによる融和を心がけること</li> <li>・地域の一員として周辺環境の美化及び住宅の維持整備に努めること</li> <li>・住宅敷地内の草刈り、除排雪等、共同作業に努めること</li> <li>・西目屋村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例・施行規則を遵守すること</li> </ul>
16. 退去要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の行為により入居したとき</li> <li>・家賃を3ヶ月滞納したとき</li> <li>・転入時又は就学時に村立西目屋小学校へ通学しなかったとき</li> <li>・住宅を故意にき損したとき</li> <li>・正当な理由によらず14日以上住宅を使用しないとき</li> <li>・入居期限になったとき</li> <li>・定住促進住宅の設置及び管理に関する条例・施行規則に違反したとき</li> </ul>
17. 問い合わせ	<p>西目屋村建設課建設係</p> <p>TEL：0172-85-2802（直通）</p> <p>FAX：0172-85-3040</p> <p>※ホームページから入居申込書をダウンロードできます。</p> <p><a href="http://www.nishimeya.jp/">http://www.nishimeya.jp/</a></p>



案内図

